

介護保険制度と 原爆被爆者 Ver.35

2018年 6月 一般社団法人 東友会

介護保険とは

介護保険料は被爆者も負担

* 40歳以上の人は全員が強制加入

被爆者も一般と同じ負担。区市町村ごとに所得で決められた介護保険料を払う。

* 保険料の支払い

65歳以上の人

年金額が、月15,000円以上の人は、振り込まれる年金から天引き。

それ以下の人＝区市町村に個別に払う。

65歳未満の人

健康保険料、国民健康保険料に上乗せされる。

介護サービスの申請方法

* 介護が必要になったときの申請先

65歳以上の人は介護が必要になった原因や病名の制限なし。

40歳～64歳の人が介護保険のサービスが必要になった場合は、介護が必要になった原因が指定された16種類の病名に限られている。

介護が必要になったら、区市町村役場に申請。申請は、本人の家族、成年後見人か、区市町村が紹介する民生委員、地域包括支援センターなどの介護保険の事業所が代わって出すこともできる。

【注意】 今年（2018年）8月から、年間の所得額が340万円収入の人などの自己負担が、3割に変更されます。

介護サービスが受けられる条件

* 区市町村に申請して、「要介護1～5」に認定された人

「介護サービス」が受けられる。

* 区市町村に申請して「要支援1～2」に認定された人

「介護予防サービス」が受けられる。

介護サービスを受けるには

* 「要介護1～5」の人

ケアマネージャーに、ケアプランをつくってもらい施設や事業所と契約する。

* 「要支援1～2」の人

「地域包括支援センター」に連絡し、介護予防のケアプランをつくってもらい、施設や事業所と契約する。

介護保険の利用料

一部は被爆者健康手帳で無料に

介護保険の範囲の自己負担は1割～3割。介護サービス利用料は施設や事業所から請求される。

介護保険のサービスの自己負担のうちの大半は、被爆者手帳で無料になる。

※自己負担が1割、2割、3割のいずれかかの通知は、住んでいる自治体から届く。

■「医療系サービス」は、「要介護1～5」「要支援1～2」とも自己負担(1割～3割)が、被爆者手帳で無料になる

介護保険を利用して請求される医療系サービスの利用料「介護サービス費」(要介護1～5)、「介護予防サービス費」(要支援1～2)は、被爆者手帳で無料になります。「要支援」の人が対象外とされたサービスが一部あります。

| | | |
|--|---|---|
| 訪 問 看 護 | ●在宅サービス 保健師や看護師から、身体機能を維持、回復のための訓練を家庭内で受けるサービス | 自己負担 1～3割 被爆者手帳で 負担なし 手帳が使える施設・事業所(被爆者一般疾病医療機関)に、手帳を示せば請求されない。 手帳が使えない施設では、立て替えてから東京都に申請して払い戻しを受ける。 【注】食事代、居住・滞在費(室料・水道光熱費)、日用品費、汚物処理代など保険の対象外は、被爆者も自己負担 |
| 訪問リハビリテーション | ●在宅サービス 理学療法士などから、身体機能の維持、回復のための訓練を、家庭内で受けるサービス | |
| 通所リハビリテーション (デイケア) | ●在宅サービス 老人保健施設や介護療養型医療施設に通って、理学療法士などから心身機能の維持、回復のための訓練を受けるサービス | |
| 居 宅 療 養 管 理 指 導 | ●在宅サービス 医師、歯科医師などから医学的管理や家庭で指導を受けるサービス | |
| 短期入所療養介護 (ショートステイ) | ●在宅サービス 老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所をして、機能訓練などを受けるサービス | |
| 介護老人保健施設入所 (老健) ※「要支援1～2」は 利用できない | ★施設サービス 病状が安定していて、治療が必要でない人が、介護老人保健施設に入所して受けるサービス | |
| 介護療養型医療施設入所 ※「要支援1～2」は 利用できない | ★施設サービス 長期に療養を必要とする人が、療養型病床、認知症疾患病棟に入院して、医療と介護を同時に受けるサービス。 | |
| 介 護 医 療 院 2018年4月から の新しい制度 | ★施設サービス 長期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が対象。日常的な医学管理やターミナルケアの医療と生活支援を受けるサービス | |

■福祉系サービスのうち「要介護1～5」は自己負担が無料 「要支援1～2」は対象外か自己負担があるサービス

「要支援1～2」の「介護予防サービス費」が介護保険の制度からはずされ、「区市町村が取組む介護予防、生活支援サービス」となりました。このため、「要支援1～2」の人の「介護予防サービス費」の一部が、被爆者も自己負担になりました。「要介護1～5」の人が下記のサービスを受けた場合は、これまでどおりです。

| | | |
|--|--|--|
| 通所介護 (デイサービス) | ●在宅サービス ディサービスセンターなどに通って、日常生活の世話を受けるサービス | 自己負担 1～3割 被爆者手帳で 負担なし |
| 短期入所生活介護 (ショートステイ) | ●在宅サービス 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に、短期入所をして日常生活の介助を受けるサービス | 都内の施設は全て被爆者一般疾病医療機関とみなされ立て替えは不要。 都外の施設は立て替えてから東京都に申請する。 |
| 介護老人福祉施設入所 (特養) ※「要支援1～2」「要介護1～2」は利用できない | ★施設サービス 常に介護が必要で、家庭での生活が困難な人が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所して受けるサービス | |
| 訪問介護 (ホームヘルプ) ※「要支援1～2」は助成の対象外 | ●在宅サービス ホームヘルパーから、家庭内で食事、排泄、入浴などの身体介護や食事の支度、買物、掃除、洗濯などの家事援助を受けるサービス 非課税世帯の人のみ対象 | 所得税非課税世帯の被爆者は負担なし ※別に手続きが必要 |

■「要介護」「要支援」とも自己負担がある福祉系サービス

| | |
|-------------------------------|---|
| 訪問入浴介護 | ●在宅サービス 入浴の設備を持った車を派遣してもらい、家庭内で入浴の介助を受けるサービス |
| 認知症対応型 生活共同介護 (グループホーム) | ●在宅サービス 認知症の状態にある人が少人数で共同生活をおくりながら、その住い（グループホーム）で受ける日常生活の世話などのサービス |
| 特定施設入所者生活介護 | ●在宅サービス 有料老人ホーム（ケアハウス）などに入所している人が、食事、入浴などの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービス |
| 居宅介護福祉用具 貸与・購入費 | ●在宅サービス 介護用の特殊なベッドや車イスなどの福祉用具の貸し出しを受けるサービス。排泄用具など貸し出しに馴染まない福祉用具購入費の支給を受けるサービス |
| 居宅介護住宅改修費 | ●在宅サービス 手すりをつけたり段差をなくすなど、住宅の改修に必要な費用の支給を受けるサービス |

■「地域密着型サービス」と「地域密着型予防サービス」

「要介護1～5」「要支援1～2」とも自己負担はさまざま

「地域密着型サービス」と「地域密着型予防サービス」は、医療系、福祉系の複数のサービスが組み合わされています。このため、自己負担もさまざまになっています。以下で説明します。

「要介護1～5」「要支援1～2」とも自己負担がないサービス

①認知症対応型通所介護

認知症の人がデイサービスセンターに通って機能の維持、回復のために受けるサービス

②小規模多機能型居宅介護

施設に通って、施設にショートステイをして機能の回復のための訓練を受けるサービス

「要介護1～5」のみが自己負担がないサービス

③地域密着型通所介護＝「要支援1～2」は利用できない

中重度の人が施設に通って、機能の回復のための訓練を受けるサービス

④看護小規模多機能型居宅介護＝「要支援1～2」は利用できない

中重度の医療ニーズが高い人を在宅で支援するために、訪問看護と身体介護を組み合わせた居宅介護サービス

⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護＝「要支援1～2」は利用できない

中重度の人の必要に応じて介護・看護スタッフが訪問、介護や緊急対応するサービス

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＝「要支援1～2」は利用できない

中重度の人が定員29人以下の特別養護老人ホームに入居して受けるサービス

【注】食事代、居住・室料・水道光熱費、日用品費など介護保険の対象外は自己負担

「要介護1～5」「要支援1～2」とも自己負担があるサービス

⑦夜間対応型訪問介護＝「要支援1～2」は利用できない

中重度の人を夜間に定期的に巡回したり通報により、身体介護をするサービス

⑧認知症対応型共同生活介護

認知症の人がグループホームなどに通って日常生活の世話を受けるサービス

⑨地域密着型介護特定施設入所者生活介護＝「要支援1～2」は利用できない

中重度の人が定員29人以下の有料老人ホーム（ケアハウス）に入居して受けるサービス

【注】食事代、居住・室料・水道光熱費、日用品費など介護保険の対象外は自己負担

■共生型サービス 2018年4月からの新しいサービス

介護保険と障害福祉の両方のサービスを結合した「共生型サービス」。対象になるサービスは、「訪問介護」「通所介護」「地域密着型生活介護(予防を含む)」。

【注】新しいサービスのため被爆者の自己負担については、東京都に連絡がきていません。利用される場合は、東友会(電話：03-5842-5655)にお問い合わせください。

被爆者の独自の制度＝介護手当をご存知ですか 介護保険とは別の被爆者だけの制度です

介護保険制度とは別に、被爆者独自の制度「介護手当」があるのを知っていますか。
介護が必要になった被爆者が、自宅で介護を受けているとき、東京都に申請して認定されると、「他人介護手当」か「家族介護手当」のどちらかを受けることができます。

「介護手当」には所得制限はありませんが、介護が必要になった原因となった病気によっては、実際に介護を受けていても、認定されない場合があります。

介護保険の在宅サービスを受けていても、被爆者の「介護手当」を受けることができます。ぜひ、東友会にお問い合わせください。



【注】 病院に入院している人、介護老人保健施設や老人ホーム、有料老人ホームなどの施設に入所したり、ショートステイしている被爆者は、入院・入所の期間は介護手当を受けられない。（入所日、退所日、外泊の日は介護手当が認められる）

【注】 「介護手当」は、毎年更新手続きが必要。

介護手当の基準

● 重度の障害

= 身体障害者 1・2 級程度

介護保険では「要介護 4・5」程度

● 中度の障害

= 身体障害者 3 級程度

介護保険では「要介護 2・3」程度

■ 対象にならない人

* 障害の原因が事故、中毒、遺伝など明らかに原爆以外にある場合

* パーキンソン病、リウマチなどの難病が原因となっている人

いままでに
介護手当を
認められた被爆者
から見ためやす

この基準より軽くても認められる場合もあります。
くわしくは、東友会にお問い合わせください。

他人（一般）介護手当

重度／月125,290円限度 中度／月 90,190円限度

東京都の単独加算 1日1,000円20日分限度を含む

ホームヘルパー（介護保険以外も含む）や別居の親族、知人や友人に介護料（人件費）を払って介護を受けている被爆者が対象（3ページのホームヘルプの費用も請求できる）。

他人（一般）介護手当から介護料を受ける人は、勤労収入になるので、一定額以上は確定申告が必要。介護人は、通勤交通費も請求できる。

家族介護手当

月39,480円

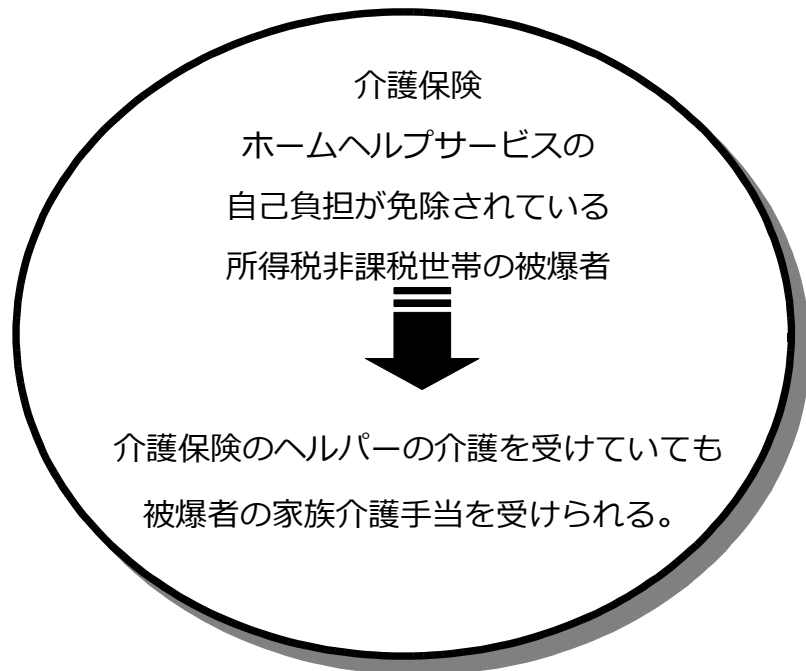
東京都の単独加算 月17,500円を含む。

中度の障害がある被爆者も家族介護手当の対象（東京都独自）

介護料を払わずに、同居の家族から介護を受けている被爆者が対象。

重度でも中度でも家族介護手当の手当額は同じ。

扶養関係のない別居の親族、知人や友人、ホームヘルパーに謝礼や介護料を払って介護を受けている被爆者は、他人介護手当の対象になる。



一般社団法人 東友会 原爆被爆者相談所

電話03-5842-5655 FAX03-5842-5653

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター6階

E-mail:soudan@t-hibaku.jp

<https://t-hibaku.jp/>

●相談時間● 平日 午前10時～午後5時（土曜日は3時まで）

※東友会への相談は無料です。